

神奈川県野生生物保護モデル校指定要綱

1. 目 的

この要綱は、児童生徒に野生生物保護思想に基づく自然環境教育の実践を図り、野生生物保護活動の普及啓発、自然環境保護活動の一層の発展を促すために野生生物保護モデル校（以下「モデル校」という。）を指定する際の必要な事項を定める。

2. 指定対象

県内に所在する小学校、中学校及び高等学校とし、かつ、次の項目のいずれかに該当する野生生物保護活動を行っている又は行おうと計画している学校とする。

- (1) 探鳥会や自然観察会による学校周辺を中心とした野生生物の生態観察
- (2) 水質、植生や野鳥等の分布等調査研究
- (3) ポスター制作、自然保護関係図書の整備や新聞発行などによる野生生物保護思想の普及
- (4) 傷病野生生物の保護、治療や野生回復訓練の実施
- (5) 実のなる木の植栽や給餌台、給水施設等の野生生物保護施設の設置
- (6) 川岸等のテグスやゴミ拾いなどによる野生生物生息環境の整備
- (7) 野生生物保護のための自然環境調査の実施及びその保全方法の研究
- (8) その他、野生生物保護活動の実施及び自然保護思想の普及、啓発

3. 指定を受ける方法

各学校長は、野生生物保護モデル校指定申出書（第1号様式）により、自然環境保全課長に申し出るものとする。

4. 指 定

- (1) 野生生物保護モデル校指定申出書及び現地調査による審査の結果により、知事はモデル校を指定し、野生生物保護モデル校指定書（第2号様式）を交付する。
- (2) 既指定のモデル校が引き続き指定を希望する場合は、学校長が野生生物保護モデル校継続指定申請書（第3号様式）により、自然環境保全課長に申請するものとし、指定は、活動実績及び現地調査審査の結果により知事が指定する。
- (3) 指定期間は、指定された年度から3年間とする。

5. 活動実績報告等

モデル校は、当年度の活動実績を野生生物保護モデル校活動実績報告書（第4号様式）により、翌年度5月15日までに、当年度内に作成した資料等を添付して報告するものとする。

6. 活動補助等

- (1) 野生生物保護モデル校活動報告書などの資料に基づいた研修会等を開催し、学校間の情報交換の場とするほか、活動に必要な情報等知識を伝達する。
- (2) モデル校が野生生物保護活動に必要な知識を有する指導者等を必要とした場合、適切な指導員を選定し、その推薦を行う。
- (3) モデル校の日常活動に必要な書籍等を申し出により貸与する。

附 則

この要綱は、昭和45年度から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年度から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。